

わかやまけんふとうこうじどうせいと きょういくきかい かくほ
和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための
しさく すいしん かん じょうれい こっしあん つ
施策の推進に関する条例の骨子案ふりがな付き

もくてき
【目的】

- この条例は、和歌山県の不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的な考え方を示し、県の責任と市町村、学校および県民の役割を明らかにするとともに、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する取組の基本的な方針を決め、不登校児童生徒の将来における社会的自立に役立てることを目的とします。

ていぎ
【定義】

- この条例であげている用語の意義は、以下のとおりです。
 - 学校とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部もしくはは中学部をいいます。
 - 児童生徒とは、学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいいます。
 - 不登校児童生徒とは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に規定する不登校児童生徒をいいます。
 - 保護者とは、学校教育法第16条に規定する保護者をいいます。

きほんりねん
【基本理念】

- 不登校児童生徒の教育機会の確保については、次の項目を基本的な考え方とします。
 - ① 全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにします。
 - ② 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指します。
 - ③ 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認め支援します。
 - ④ ①から③までの項目が、県、市町村、学校、児童生徒の保護者およびその他の関係者が互いに密接に連携して行うようにします。

【県の責務】

- 県は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保について行うべき対策を定め、および実行する責務があります。

【市町村の役割】

- 市町村は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保について、県と連携しつつ、当該市町村の状況に応じた行うべき対策を決め、および実行するよう努めるものとしてします。

【学校の役割】

- 学校は、基本理念にのっとり、個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握と、不登校児童生徒の教育機会の確保のための必要な取組の推進に努めるものとしてします。

【県民の役割】

- 県民は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒への支援が学校のみならず学校以外の多様な場において、当該不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われるものであることについて理解を深めるよう努めるものとしてします。

【基本方針】

- 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する行うべき対策を総合的に進めるための基本方針を定めます。

○基本方針には、次の項目を定めます。

◎不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的な内容

◎不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する内容

◎その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する行うべき対策を総合的に進めるために必要な内容

- 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する行うべき対策を効果的に実施するため、必要があると認めるときは、基本方針を変更することができます。

【情報の提供等】

- 県は、不登校児童生徒およびその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた教育を適切に選択できるよう、県、市町村およびその他の関係者が行う不登校児童生徒に対する支援に関する情報を集約して提供するなど必要な対策を行います。

【県民の理解の促進】

- 県は、広報活動等を通じて、不登校児童生徒の教育機会の確保の重要性について県民の理解を深めるよう、必要な対策を行います。